

## 平成 3 1 年度 小笠原諸島振興開発関係概算決定額（国費ベース）

小笠原諸島振興開発事業（非公共事業）

（単位：百万円）

経 費 区 分	平成 3 1 年度 概算決定額	平成 3 0 年度 当初予算額	対前年度比
1 小笠原諸島振興開発事業費補助	9 3 0	9 1 4	1 0 2 %
2 小笠原諸島振興開発費補助金	1 3 7	1 3 6	1 0 1 %
3 小笠原諸島振興開発調査経費	1 3	1 3	1 0 2 %
計	1,0 8 1	1,0 6 3	1 0 2 %

## 平成30年度 小笠原諸島振興開発関係補正予算額（国費ベース）

小笠原諸島振興開発事業（非公共事業）

（単位：百万円）

経 費 区 分	平 成 3 0 年 度 第 2 号 補 正 予 算 額
小笠原諸島振興開発事業費補助	4 8 0
計	4 8 0



World Natural Heritage Ogasawara Islands  
世界自然遺産  
小笠原諸島

### ○ 小笠原諸島の特性を最大限に生かし、地域の主体的な取組を支援

平成30年度末に期限を迎える小笠原諸島振興開発特別措置法の延長と併せ、島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援する。

## 小笠原諸島振興開発事業費補助(ハード事業)【930百万円】

農業基盤整備

農業・水産業振興

道路整備

自然公園・都市公園

港湾整備

老朽化対策及び地震や津波による被害低減を図るため、二見港の岸壁改良等を行う。



二見港 (父島)

小中学校整備

教育環境の改善を図るため、建設後45年以上経過し、老朽化・狭小化した小中学校の改築を行う。



小笠原小中学校 (父島)

簡易水道

安心・安全な水の安定供給のため、老朽化した母島の浄水場の更新工事等を行う。



沖村浄水場 (母島)

## 小笠原諸島振興開発費補助金(ソフト事業)【137百万円】

診療所運営

医療施設の運営支援(リハビリテーションに対応した診療所の運営に対する支援を行う。)



小笠原村診療所



病虫害等防除対策

指定病虫害であるミカンコミバエの再侵入警戒調査やアフリカマイマイの防除・試験研究等を行う。

各種調査(観光関係)

## 直轄調査経費【13百万円】

小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興等に関する調査を行う。

小笠原諸島は例年多くの台風が接近しているが、30年の夏は非常に大型の台風が複数発生し、年度当初には想定できなかった気象状況となっていることから、島民・観光客の安全確保のための防災対策を早急に行う。



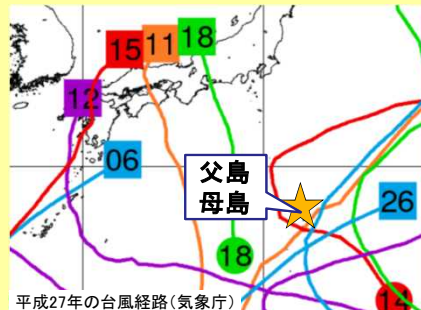
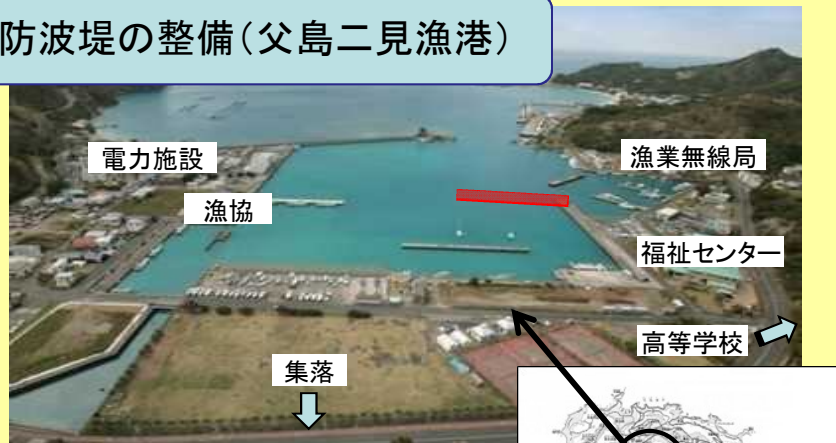
World Natural Heritage Ogasawara Islands  
世界自然遺産  
小笠原諸島

## 小笠原諸島における港の防災機能向上

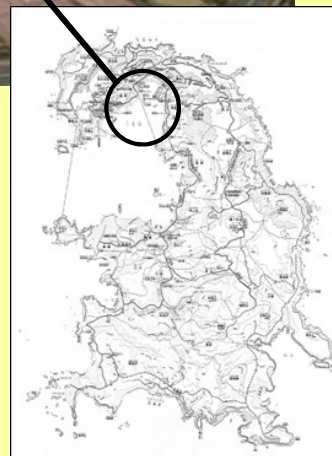
小笠原諸島は台風常襲地帯であるが、父島の漁港及び母島の港湾は、構造上、南海トラフ地震等で想定される津波や台風接近時の高波が湾奥の后背地まで到達し、被害が発生するおそれがある。

このため、父島二見漁港の防波堤の整備及び母島沖港の泊地の浚せつにより、南海トラフ地震等による津波や台風による被害低減を図る。

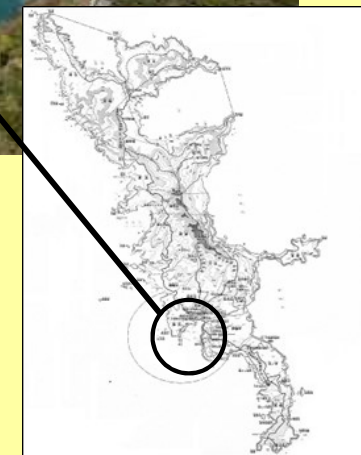
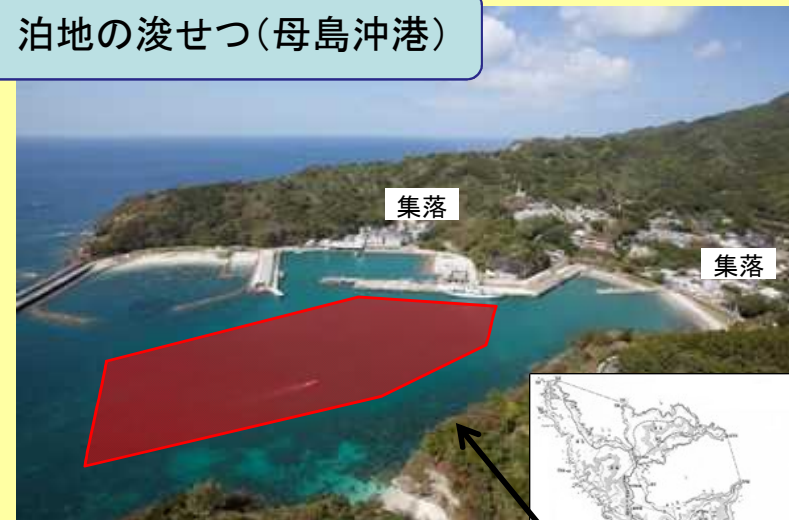
防波堤の整備(父島二見漁港)



例年多くの台風が小笠原諸島に接近



泊地の浚せつ(母島沖港)



# 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長(所得税・個人住民税・不動産取得税)

小笠原諸島への帰島者に係る①小笠原諸島以外の本邦の地域にある土地等を譲渡した場合における譲渡所得等の課税の特例及び②小笠原諸島において不動産を取得した際の不動産取得税の課税の特例を5年間延長する。

## 施策の背景

- ・昭和19年 島民が本土に強制疎開  
(昭和19年の人口:7,711人)
- ・昭和21年 米軍の軍政下に置かれる。
- ・昭和43年 日本に復帰、本格帰島開始



- ・昭和44年 特別措置法を制定し帰島促進
  - ・振興開発事業によるインフラ整備を通じた環境整備
  - ・税制特例措置 等
- (以来、5年ごとに延長)

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 1. 譲渡所得等の課税の特例(所得税・個人住民税)(法※第41条)

小笠原諸島へ永住の目的を持って移住する帰島者が、その移住する日の属する年に所有する資産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例(1,500万円までを特別控除)

#### 2. 不動産取得税の課税の特例(法※第42条)

- ① 帰島者が小笠原諸島へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から2年以内に小笠原諸島において不動産を取得した場合の不動産取得税の課税の特例(譲渡した不動産の固定資産台帳価格に達するまでの金額を控除)
- ② 家屋を残して離島した旧島民又はその一般承継人が、小笠原諸島への移住に伴い小笠原諸島において家屋を取得した場合の不動産取得税の課税の特例(離島前の家屋の価額に達するまでの金額を控除)

※小笠原諸島振興開発特別措置法(昭44年法第79号)

【対象】 昭和19年に本土に疎開した旧島民本人、父母、配偶者  
並びに子及び孫並びにこれらの配偶者

### 【参考】 帰島者の状況

(各年度末現在、単位:人)

年度	在村する 帰島者数		小笠原村 総人口
		新たな帰島者数	
H20	442	17	2,387
H21	436	21	2,417
H22	422	16	2,397
H23	414	11	2,529
H24	403	9	2,509
H25	402	19	2,493
H26	402	14	2,474
H27	397	10	2,505
H28	394	8	2,528
H29	380	10	2,585

(小笠原村調べ)

## 結果

現行の措置を5年間(平成31年4月1日～平成36年3月31日)延長する。